

エネルギー施策に関する提言

エネルギー施策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. エネルギー基本計画において示された基本的な方針と政策対応を実現するため、早期に実効性ある施策を講じること。

2. 再生可能エネルギー等の活用に係る支援

(1) 地域の実情に応じた再生可能エネルギーの導入促進と省エネルギー化推進のため、財政措置の拡充や発電事業者の参入促進に資する支援策を充実するとともに、開業後の安定的な事業運営に資するため、送電容量不足の解消や送電網の増強を推進すること。

また、メタンハイドレートの開発・実用化を推進すること。

(2) 洋上風力発電設備の設置により、影響を受ける漁業に対する振興策などへの財政措置を講じること。

(3) 次世代自動車の普及を促進するため、水素ステーションなど必要なインフラ整備を推進すること。

また、バイオディーゼル燃料を利用した自動車の普及を促進するため、支援策を講じること。

3. 太陽光発電設備廃棄対策等

(1) 太陽光発電設備の設置に当たっては、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法において、防災・安全の確保、景観への配慮、周辺環境の保全、施設の適正な撤去・廃棄の観点から基準を策定して許可するなど法的規制を行うこと。

また、発電設備設置に関する地域住民とのトラブルを防ぐため、地域住民への事前説明と当該都市自治体の設置に係る同意を義務付ける制度を併せて構築すること。

(2) 太陽光発電設備の撤去・廃棄に当たっては、発電事業者による廃棄費用の積立を担保する制度を構築するなど、発電事業終了後に設備廃棄が確実に行われる環境を整備すること。

(3) 大規模太陽光発電施設については、森林法による規制の強化、都市計画法及び森林法に基づく開発行為の対象とするなど、関連法令を整備するとともに、事業者の適正な管理を義務付けること。

また、財政措置を講じるなど、発電施設所在の都市自治体の負担軽減に資する施策を検討すること。

4. 安定したエネルギー供給体制の構築

(1) 大規模な災害によるブラックアウト（大規模停電）を回避するため、非常用電源や燃油供給体制の構築、電力系統の増強、さらには地域における電源の分散化など、引き続き電力供給の強靭化を図ること。

また、停電発生時においては、被害状況及び復旧の見通しを迅速かつ的確に情報発信を行うとともに、早期の復旧に向けた体制を確保すること。

(2) 大規模自然災害に備え、災害発生時において、石油等の供給が遅延しないよう自家発電機を備えたサービスステーションの整備を推進するなど災害対応能力を強化すること。

5. 電源立地地域への支援については、電源立地地域対策交付金等の対象施設や地域を拡充するなど、周辺地域の雇用促進と産業振興に資する制度改善を行うこと。

なお、水力発電施設周辺地域交付金相当部分は、制度の恒久化に向けて、交付期間を令和3年度以降も延長するとともに、交付限度額等の拡充及び事務手続きの簡素化を図ること。

6. 亜炭廃坑に起因する鉱害から地域住民の安全・安心な暮らしを確保するため、危険箇所の調査及び陥没防止対策等に係る財政措置を拡充すること。

7. 再生可能エネルギーの地産地消の担い手として期待される自治体新電力が、十分な電源を確保し、安定的な事業運営ができるよう財政措置を含めた支援を行うこと。

8. 東日本大震災関係

再生可能エネルギーの導入推進に向けて、送電網の増強を推進するととも

に、エネルギーの地産地消に取り組む都市自治体に必要な支援策を充実すること。